

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和2年6月4日（木）14時05分～15時55分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松井安全審査官、伊藤係長、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
廃棄物対策プログラム部 担当2名（テレビ会議システムによる出席）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当6名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき説明があった。
 - 燃料デブリの移送について
 - 燃料デブリ等の取扱いフロー及び必要な設備について
 - 臨界管理の方法について
 - 面談日程/項目案について
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに以下についてコメントした。
 - 放射性物質分析・研究施設第2棟（以下「分析第2棟」という。）の設置の目的について、燃料デブリ等の性状把握とあるが、燃料デブリ等の取り出し及びその後の保管といった作業や工程と分析第2棟の果たす役割との関係性を具体的に説明すること。また、分析第2棟の使用期間について取り出し工程と関連付けて示すこと。
 - 分析第2棟における分析内容についてより詳細に説明すること。
 - 分析第2棟に設置する予定の設備について、今回の申請対象とそれ以外のものを区別して申請範囲を明確にするとともに、今後の申請予定等について説明すること。
 - 要求される機能（例：閉じ込め、遮へい等）ごとに必要な設備について、適宜系統図なども用いつつ漏れのないように網羅的に説明すること。
 - 臨界管理において、燃料デブリ等の質量が最大取扱量以下であることをどのように確認し維持管理するのか説明すること。

6. その他

資料：

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（燃料デブリ等について）
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（臨界管理の方法について）
- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について（面

談日程/項目案)

- 放射性物質分析・研究施設第2棟に係る実施計画の変更認可申請について(燃料デブリの移送について)